

資 料 提 供
滋 賀 労 働 局 発 表
令和7年3月 27 日(木)

担 当	滋賀労働局職業安定部職業対策課 課 長 古 川 英 一 課 長 補 佐 近 藤 健 治 地方障害者雇用担当官 金 谷 真 佐 男 (電話)077-526-8686
--------------------	---

令和6年度 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく 地方公共団体等の機関への適正実施勧告の実施について

地方公共団体等の機関については、障害者雇用促進法において、雇用状況に改善が見られない場合、適正実施を勧告できることとなっており、令和6年度においては3機関について、適正実施を勧告しました。

地方公共団体等の機関への適正実施勧告

市町教育委員会を除く地方公共団体の機関については、令和5年6月1日現在で法定雇用率を達成しておらず、令和6年1月1日を始期とし令和6年12月31日を終期とする障害者採用計画の作成を指示し、法定雇用率の達成に向けた指導を行いました。3機関において改善が見られなかったため、適正実施勧告を行いました。

また、市町教育委員会については、適正実施勧告の対象となる機関はありませんでした。

<参考>

障害者雇用促進法では、障害者の雇用の促進するため、国及び地方公共団体の任命権者に対し、常時勤務する職員の一定割合（法定雇用率：2.8% 都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会：2.7%）以上の障害者の雇用に義務付けています。法定雇用率を達成していない機関は、障害者採用計画を作成しなければならない（第38条第1項）ほか、厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、当該機関の任命権者に対して、障害者採用計画の適正な実施に関する勧告（適正実施勧告）をすることができます（第39条第2項）。

地方公共団体等の機関に対する指導の結果

(表 1) 地方公共団体等の機関（市町教育委員会を除く）に対する指導の結果

雇用義務を達成した機関	2 機関
障害者採用計画の実施率が50%以上である機関	2 機関 (継続指導対象)
計画期間終期の実雇用率が、当該機関における前年の 6月1日現在における実雇用率を上回っている機関	
勧告の対象となる機関	3 機関 (※)
合 計	7 機関

(※) 大津市、野洲市、高島市病院事業

(表 2) 市町教育委員会に対する指導の結果

雇用義務を達成した機関	0 機関
障害者採用計画の実施率が50%以上である機関	0 機関 (継続指導対象)
計画期間終期の実雇用率が、当該機関における前年の 6月1日現在における実雇用率を上回っている機関	
勧告の対象となる機関	0 機関 (※)
合 計	0 機関

地方公共団体等の機関(市町教育委員会を除く)に対する

雇用率達成指導の流れ図

令和5年6月1日

法定雇用率未達成

令和6年1月1日

障害者採用計画の作成・実施
(1年間の計画)

令和6年12月31日

障害者採用計画の期間満了

令和7年3月

適正実施勧告

(計画の終期において
基準(※)に該当する場合)

(※) 適正実施勧告の発出基準

適正実施勧告の発出は、次のいずれかの基準に該当する場合に行う。

- ① 障害者採用計画の実施率が50%未満であること。
- ② 計画期間終期の実雇用率が、当該機関における計画始期の前年の6月1日現在における実雇用率を上回っていないこと。

市町教育委員会に対する雇用率達成指導の流れ図

(令和5年1月1日を始期とする採用計画の場合)

令和4年6月1日

法定雇用率未達成

令和5年1月1日

障害者採用計画の作成・実施
(2年間の計画)

令和6年2月

適正実施勧告

〔令和5年12月1日において
基準(※)に該当する場合〕

令和6年12月31日

障害者採用計画の期間満了

令和7年3月

適正実施勧告

〔計画の終期において
基準(※)に該当する場合〕

(※) 適正実施勧告の発出基準

適正実施勧告の発出は、次のいずれかの基準に該当する場合に行う。

- ① 障害者採用計画の実施率が50%未満であること。
- ② 計画期間の始期の年の12月1日または計画終期の実雇用率が、当該機関における各前年の6月1日現在における実雇用率を上回っていないこと。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)(抄)

(対象障害者の雇用に関する事業主の責務)

第三十七条 すべて事業主は、対象障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであつて、進んで対象障害者の雇入れに努めなければならない。

(雇用に関する国及び地方公共団体の義務)

第三十八条 国及び地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。）は、職員（当該機関（当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。）に常時勤務する職員であつて、警察官、自衛官その他の政令で定める職員以外のものに限る。以下同じ。）の採用について、当該機関に勤務する対象障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、第四十三条第二項に規定する障害者雇用率を下回らない率であつて政令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）未満である場合には、対象障害者である職員の数がその率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、対象障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

2～5 （略）

(採用状況の通報等)

第三十九条 国及び地方公共団体の任命権者は、政令で定めるところにより、前条第一項の計画及びその実施状況を厚生労働大臣に通報しなければならない。

2 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、前条第一項の計画を作成した国及び地方公共団体の任命権者に対して、その適正な実施に関し、勧告をすることができる。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）（抄）

(法第三十八条第一項の政令で定める率)

第二条 法第三十八条第一項の政令で定める率は、百分の二・八とする。ただし、都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあつては、百分の二・七とする。